定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年九月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年八月十八日

静岡県沼津市小林台九番地の四

株式会社東洋ベーカリー

代表取締役　土屋　高儀

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社常陽リビング社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年八月十八日

千葉県市川市鬼高四丁目三番五号

株式会社ニューファミリー新聞社

代表取締役　日暮　武史

合併につき株券等提出公告

当社は、日立工機株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年八月十八日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治安田生命ビル一一階

ＨＫホールディングス株式会社

代表取締役　今井　里江

合併につき株券等提出公告

当社は、ベイシスホールディングス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年八月十八日

東京都品川区北品川一丁目九番二号

ベイシスエンジニアリング株式会社

代表取締役　和田　健士

合併につき株券等提出公告

当社は、ベイシスホールディングス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年八月十八日

東京都品川区北品川一丁目九番二号

ベイシスソリューション株式会社

代表取締役　和田　健士

限定承認公告

本籍宮崎県小林市真方三百三十五番地六、最後の住所宮崎県小林市真方三三五番地六

被相続人　亡　園田　雅之

右被相続人は平成二十八年十二月三十日死亡し、その相続人は平成二十九年八月二日宮崎家庭裁判所都城支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十八日

神戸市垂水区下畑町字真田一八三番地八

限定承認者　三上喜美子

限定承認公告

本籍島根県益田市下種町一一九六番四地、最後の住所島根県益田市久々茂町イ一二七一番地三

被相続人　亡　齋藤　寶

右被相続人は平成二十九年四月一日死亡し、その相続人は平成二十九年八月八日松江家庭裁判所益田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月十八日

島根県益田市あけぼの東町一三番地一　赤陵会館二階　田上法律事務所

限定承認者齋藤竜二

代理人弁護士　田上　尚志

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千四百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/aia1tmk0j4

平成二十九年八月十八日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

ＲＰＡ特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十一億二千七百万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年七月二十五日

掲載頁　四十六頁（号外第一六〇号）

平成二十九年八月十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

東糀谷集合型工場特定目的会社

取締役　藤田　収二

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十五億二千八百六十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十九年五月十七日付官報の号外第一〇三号九十三頁に掲載されています。

平成二十九年八月十八日

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号

タイガー・ゲート特定目的会社

取締役　茂木　亮一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年四月十日付官報の号外第七十七号五十七頁に掲載されています。

平成二十九年八月十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　ライトイヤー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年四月十日付官報の号外第七十七号五十七頁に掲載されています。

平成二十九年八月十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

狭山日高１ロジスティック特定目的会社

取締役　中島　毅

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十八年十月二十五日付官報の号外第二三五号五十二頁に掲載されています。

平成二十九年八月十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

座間ロジスティック特定目的会社

取締役　中島　毅

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年二月八日付官報の号外第二十五号六十一頁に掲載されています。

平成二十九年八月十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

総社２ロジスティック特定目的会社

取締役　中島　毅

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年二月二十三日付官報の号外第三十六号五十七頁に掲載されています。

平成二十九年八月十八日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

八千代ロジスティック特定目的会社

取締役　中島　毅

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十六日付特第一六号一
付政府調達第一五六号二四

二ページ●同月十八日付第一七九号六四ページ●同日
ページ●五月九日付衆会第二三号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）